

岩国市景観計画 届出等の手引き 一般地区景観形成ガイドライン



平成 29 年 3 月 策定
令和 3 年 6 月 改定

目 次

序. ガイドラインの目的	1
※景観形成の基本事項	2
1. 手続きについて	3
(1) 届出が必要な行為	3
(2) 手続きの流れ	5
(3) 届出に必要な書類	6
2. ゾーン区分	9
3. 景観形成基準の一覧（兼チェックシート）	10
【市街地の景観ゾーン】のチェックシート	11
【海と山の景観ゾーン】のチェックシート	13
【盆地の景観ゾーン】のチェックシート	15
【山と川の景観ゾーン】のチェックシート	17
【島の景観ゾーン】のチェックシート	19
4. 景観形成基準の解説	21
全行為に共通する景観形成基準	22
建築物	31
工作物	35
開発行為	40
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	42
木竹の植栽又は伐採	43
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	44

序. ガイドラインの目的

本市では、市全域を景観法に基づく景観計画区域とし、「岩国市景観計画」において、岩国市の景観特性、本市が目指す景観まちづくりの基本方針を定めています。さらに、市内を景観特性に応じて5つのゾーンに区分した上で、それぞれのゾーンの特性を活かした景観まちづくりの実現を目指し、景観形成方針及び景観形成基準を定めています。

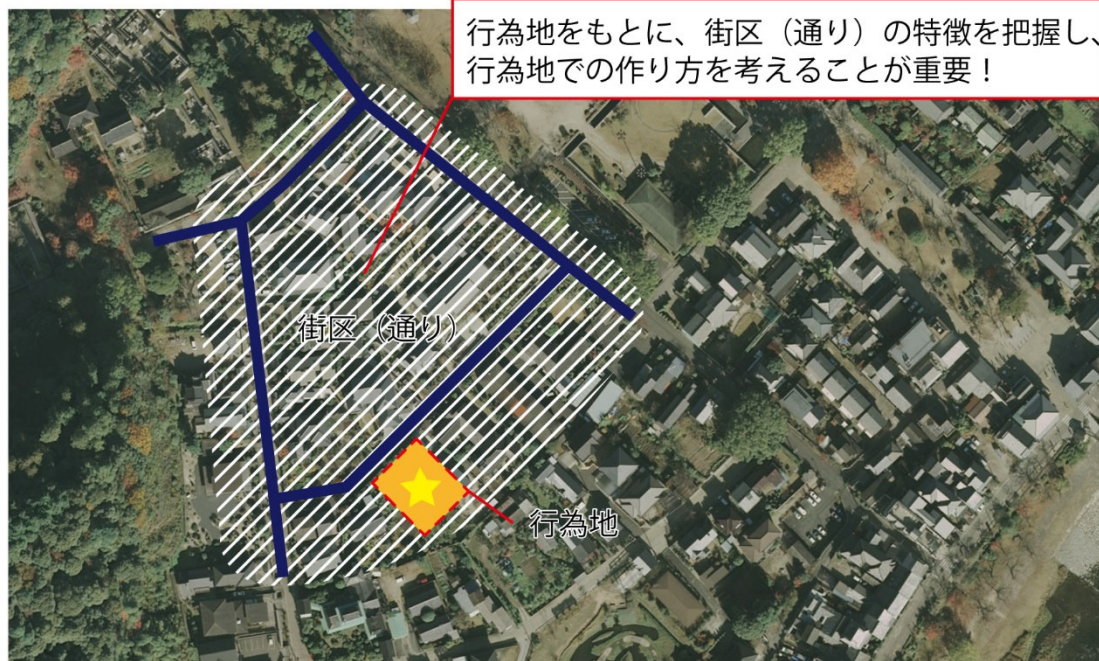
また、良好な景観形成の実現に向け、「岩国市景観計画」及び「岩国市景観条例」により、一定規模以上の行為に対して届出を求め、周囲の景観との調和による良好な景観形成につながるよう、事前協議等の手続きを実施しています。

本ガイドラインは、「岩国市景観計画」における重点地区を除く景観計画区域（以下、「一般地域」という。）を対象とした景観法に基づく届出に関して、手続きの流れや景観形成基準が求める意図等について、行為を行う事業者等が周囲の景観との調和に向け、考えるためのポイントを解説したものです。

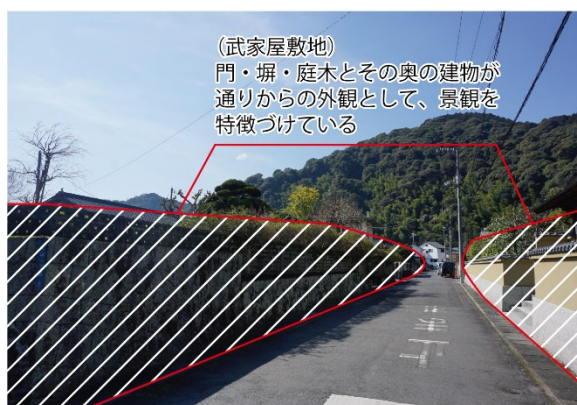
本市では、届出の前に事前協議を行うこととしています。事前協議では、本ガイドラインに示しているチェックシートを確認します。チェックシートでは、行為を行う事業者の皆さまが周囲の景観との調和に向け、景観形成基準の各項目が示す内容について、どのように考え、取り組まれたのかについてを確認させていただきます。建築物等の設計や開発行為等、届出対象に該当する行為を計画する際には、事前相談をしていただくとともに、本ガイドラインで示す内容を確認の上、具体的な計画内容をご検討くださいますよう、よろしくお願いいたします。

※景観形成の基本事項

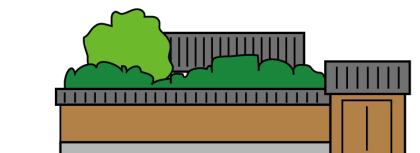
- ◆「景観への配慮」は、行為を行う土地の範囲（敷地や行為地、又は行為を行う対象範囲）を基本単位として、その周辺（通り）の景観の特徴を理解し、なじむように計画を考えることが大事です。



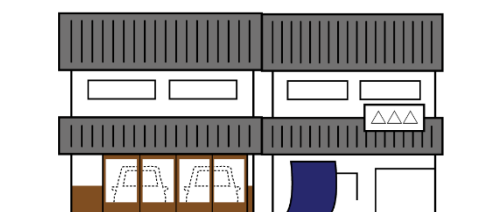
- ◆景観は、建築物のデザインだけではなく、「通りからの外観」として、建築物や外構等、敷地（行為地）の全体像を意識しながら、それぞれの計画内容を考えていくことが大事です。



通りからの敷地全体の見え方（又は見えないもの）に配慮することで、通りの景観の特徴を継承することにつなげていくことが重要です。



建物の位置・形態・意匠全てのバランスが通りからの外観として景観を特徴づけていることに配慮し、その特徴を継承することが重要です。

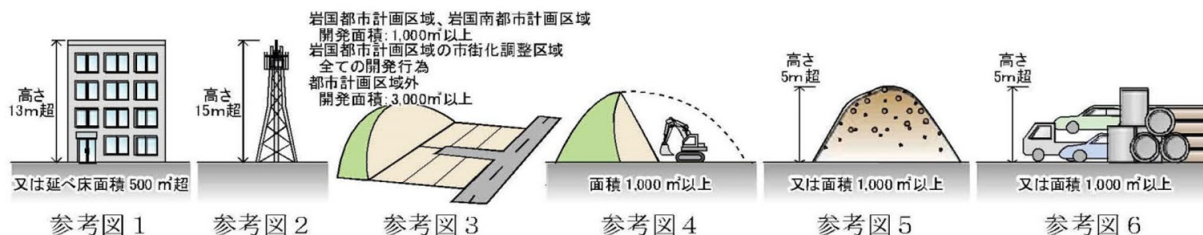


1. 手続きについて

(1) 届出が必要な行為

景観計画区域（市全域）のうち、一般地域では、以下の行為及び規模に該当する場合、景観法に基づく届出が必要です。

行為の種類		届出対象となる規模等
建築物	- 建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去 - 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更	- 高さ 13m 又は延べ床面積 500 m² を超えるもの【参考図 1】 (増築、改築、修繕、模様替え、色彩の変更は、建築物又は工作物全体が上記規模を超えるもので、変更部分が過半となるもの) ※建築物の高さの定義は、建築基準法に準ずる
工作物	- 工作物の新設、増築、改築、移転又は撤去 - 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更	- 貯蔵庫等：高さ 13m 又は延べ床面積 500 m² を超えるもの - さく、へい、擁壁類：高さ 2m を超えるもの又は高さ 1.2 m を超える部分の垂直投影面積が 30 m² を超えるもの - 鉄塔類：高さ 15m を超えるもの【参考図 2】 ※鉄塔の高さは、地上高とする ※工作物の定義は、次頁を参照
開発行為	都市計画法第 4 条第 1 2 項に規定する開発行為	- 岩国都市計画区域の市街化区域：区域面積 1,000 m² 以上 - 岩国都市計画区域の市街化調整区域：全て - 岩国南都市計画区域の全域：区域面積 1,000 m² 以上 - 都市計画区域外の全域：区域面積 3,000 m² 以上【参考図 3】
その他	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	対象面積：1,000 m² 以上【参考図 4】
	木竹の植栽又は伐採	対象面積：1,000 m² 以上
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	- 土石の堆積：高さ 5m を超えるもの又は対象面積 1,000 m² 以上【参考図 5】 - 廃棄物、再生資源等の堆積：高さ 5m を超えるもの又は対象面積 1,000 m² 以上【参考図 6】 (但し、堆積の期間が 30 日を超えて継続しないものは除く)



※「工作物」の対象は、次に掲げるものです（岩国市景観条例施行規則第2条）。

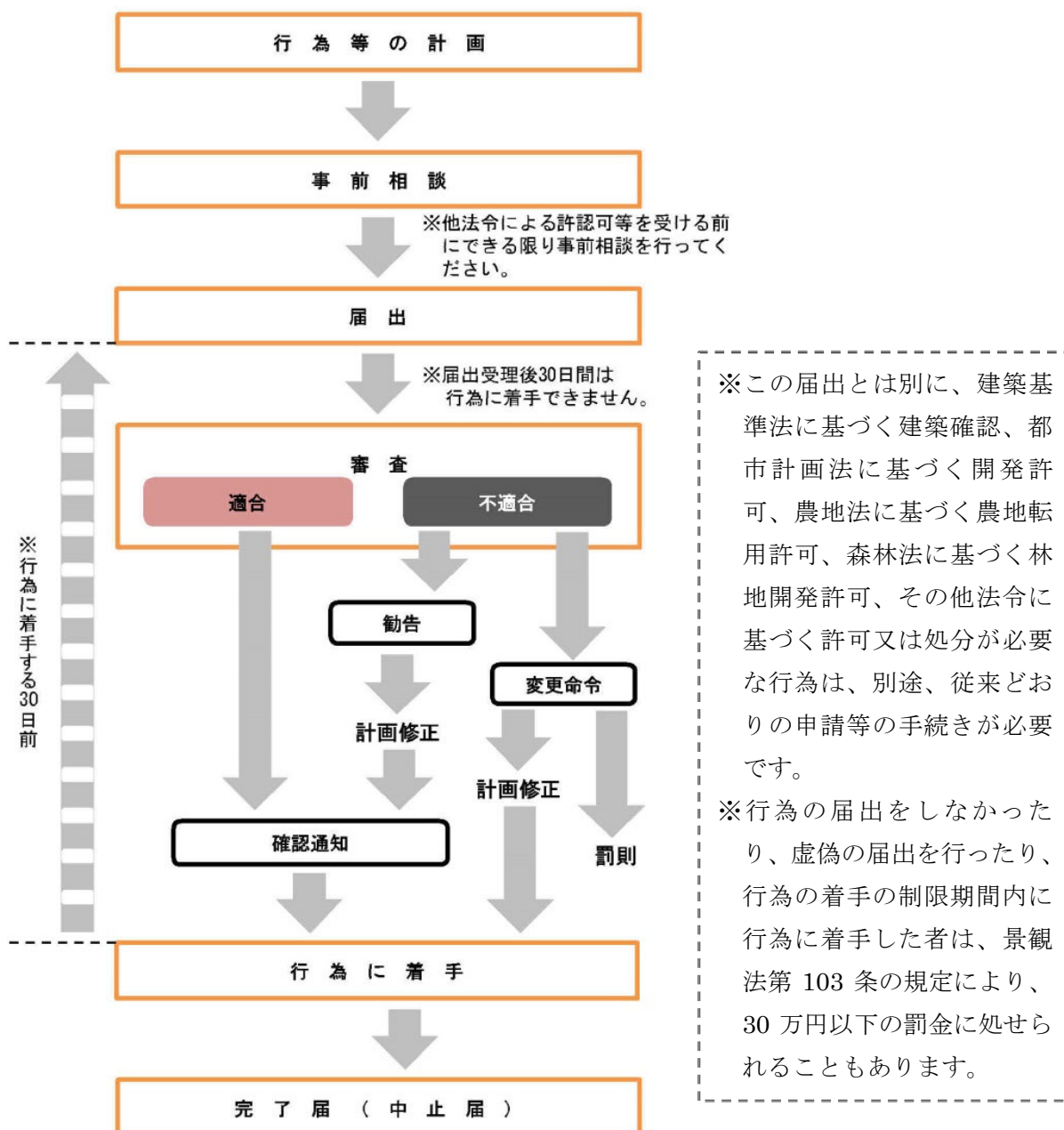
- ・塀、門、柵、垣、擁壁、舗装その他これらに類するもの
- ・太陽光発電設備その他これらに類するもの
- ・自動販売機、室外機等の生活関連設備その他これらに類するもの
- ・高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- ・彫像、記念碑その他これらに類するもの
- ・鉄塔、電波塔、記念塔、物見塔、装飾等その他これらに類するもの
- ・電柱、鉄柱、木柱、アンテナ（家庭用テレビのアンテナを除く。）、鉄筋コンクリート造の柱その他これらに類するもの
- ・電気供給のための電線路、有線電気通信のための電線路、空中線及び支持物
- ・観覧者、メリーゴーランド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する施設
- ・コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設
- ・污水处理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設
- ・煙突、排気塔その他これらに類するもの
- ・看板、標識、アーチその他これらに類するもの
- ・街路灯、照明灯、カーブミラーその他これらに類するもの
- ・上記に掲げるもののほか、市長が指定し、告示したもの

【用語解説】

建築物	建築基準法第2条第1号に規定する「建築物」。
延べ床面積	建築基準法施行令第2条第3号に規定する「床面積」の合計。同第4号の「延べ面積」と同義。
新築	建築物の存しない敷地（更地）に建築物を造ること。
新設	工作物の存しない土地（更地）に工作物を造ること。
増築	1の敷地内にある既存の建築物（工作物）の延べ床面積又は高さを増加させること。
改築	建築物（工作物）の全部又は一部を除却し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後、引き続いて、これと用途、規模、構造の著しく異なるものを造ること。著しく異なる場合は、新築又は増築扱いとなる。
移転	同一敷地内で建築物（工作物）を移動すること。他の敷地へ移す場合は、新築又は増築扱いとなる。
修繕	既存の建築物（工作物）の部分に対して、おおむねの同様の形状、寸法、材料により行われる工事。
模様替え	既存の建築物（工作物）の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等が異なるような工事。
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 （主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更を行う行為）

(2) 手続きの流れ

- ◆届出対象に該当する行為を計画される場合は、事前に市へご相談ください。なお、風力発電設備又は太陽光発電設備等、自然再生エネルギーに関する施設の建設行為等は、景観条例第14条第2項の規定に基づき、事前協議が義務づけられています。計画をしようとする場合には、早めの相談が必要となります。
- ◆行為に着手する日（工事予定日等）の30日前までに、市へ規定の届出の書類を提出してください。行為の届出をした者は、市が届出を受理した日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手することができません。ただし、実地検査の必要がある場合や、その他合理的な理由がある場合には、90日まで延長することがあります。
- ◆届出を受理して30日以内に、適合を確認した通知を受けた場合は、通知を受けた日から着手することができます。
- ◆届出をした者は、行為の内容が変更となったときには、変更届の提出が必要です。また、行為が完了したときには、条例に基づく完了届の提出が必要です（中止した場合には、中止届を提出が必要です）。



(3) 届出に必要な書類

1) 提出書類

☐ 行為の届出書

(建築行為等届出書／開発行為届出書／土地の形質の変更届出書

／木竹の植栽又は伐採の届出書／物件の堆積に関する行為届出書)

☐ 景観形成基準のチェックシート (該当するゾーンの表中の□にチェックマーク ☒ 及び配慮事項を記載したもの) … P 1 0 ～ P 1 9

☐ 添付図書 (一覧表を参照)

☐ (代理者が届出を提出し、届出書や図面の訂正等を行う場合) 委任状

2) 必要部数 1 部

3) 添付図書 (一覧)

岩国市景観条例施行規則第 3 条 別表第 1

	図書の種類	縮尺等	明示すべき事項
建築物の新築又は工作物の新設、建築物又は工作物の増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更	位置図	1/2,500 以上	方位、敷地の位置、敷地周辺の状況
	配置図	1/100 以上	方位、敷地の境界線、建築物又は工作物の位置、外構計画
	各階平面図	1/50 以上	方位、間取り、開口部の位置
	立面図 (4 面)	1/50 以上	外観部材の種類、仕上げ方法及び色彩 (日本産業規格 Z8721 に定める色相、明度及び彩度の三属性の値を表示したもの)
	現況写真	—	敷地及び敷地周辺の状況
	外部仕上表	—	各部位の使用部材の種類、仕上げ方法及び色彩 (日本産業規格 Z8721 に定める色相、明度及び彩度の三属性の値を表示したもの)
	構造詳細図 (工作物のみ)	—	基礎を含む使用部材の種類、寸法
建築物又は工作物の撤去	その他市長が必要と認める図書	—	
	位置図	1/2,500 以上	方位、敷地の位置、敷地周辺の状況
	配置図	1/100 以上	方位、敷地の境界線、建築物又は工作物の位置
	現況写真	—	敷地及び敷地周辺の状況
都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 4 条第 12 項に規定する開発行為	その他市長が必要と認める図書	—	
	位置図	1/2,500 以上	方位、行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況
	現況平面図	1/500 以上	方位、行為を行う土地の境界線、行為地を含む周辺の地形の現況
	土地利用計画図	1/500 以上	方位、行為を行う土地の境界線、行為後の土地利用計画、植栽計画、遮へい施設等の位置

	現況断面図	1/500 以上	行為を行う土地の縦断面、横断面及び法面の状況
	計画断面図	1/500 以上	行為を行う土地の計画縦断面、計画横断面の状況及び法面の措置
	現況写真	—	行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況
	その他市長が必要と認める図書	—	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	位置図	1/2,500 以上	方位、行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況
	現況平面図	1/500 以上	方位、行為を行う土地の境界線、行為地を含む周辺の地形の現況
	計画平面図	1/500 以上	方位、行為を行う土地の境界線、行為の位置又は区域、行為後の土地利用計画、植栽計画、遮へい施設等の位置
	現況断面図	1/500 以上	行為を行う土地の縦断面、横断面及び法面の状況
	計画断面図	1/500 以上	行為を行う土地の計画縦断面、計画横断面の状況及び法面の措置
	現況写真	—	行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況
	その他市長が必要と認める図書	—	
木竹の植栽又は伐採	位置図	1/2,500 以上	方位、行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況
	現況平面図	1/500 以上	方位、行為を行う土地の境界線、既存樹木の位置、樹種、大きさ及び行為地を含む周辺の地形の現況
	計画平面図	1/500 以上	方位、行為を行う土地の境界線、伐採木の位置又は区域及び行為後の土地利用計画
	現況写真	—	行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況
	その他市長が必要と認める図書	—	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置図	1/2,500 以上	方位、行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況
	現況平面図	1/500 以上	方位、行為を行う土地の境界線、行為地を含む周辺の地形の現況
	計画平面図	1/500 以上	方位、行為を行う土地の境界線、行為後の土地利用計画、植栽計画、遮へい施設等の位置
	現況断面図	1/500 以上	行為を行う土地の縦断面、横断面及び法面の状況
	計画断面図	1/500 以上	行為を行う土地の計画縦断面、計画横断面の状況及び法面の措置

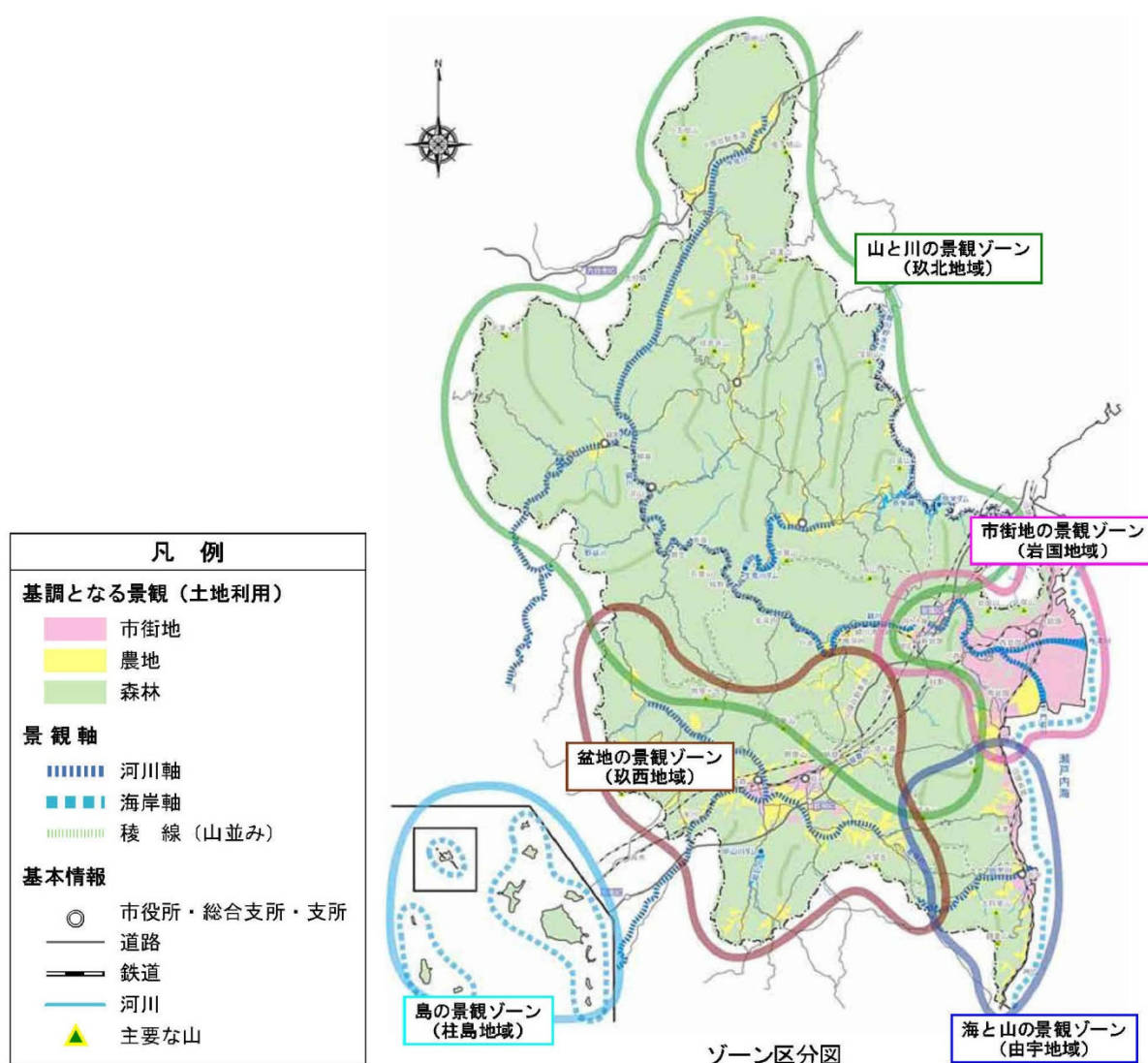
	現況写真	—	行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況
	その他市長が必要と認める図書	—	
上記各行為の変更	上記に掲げる図書のうち、変更事項に関するもの	—	—

※行為の規模が大きいため、上記の縮尺によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じた縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができます。市窓口で、ご相談ください。

2. ゾーン区分

- ・一般地域は、地域的なまとまりとして、5つのゾーンに区分しています。
- ・ゾーンごとに、景観形成方針及び景観形成基準の基本事項が異なりますので、行為地がどのゾーン内に位置しているかを確認してください。

ゾーン名	概要	範囲
市街地の景観ゾーン	中心市街地のにぎわいや錦帯橋周辺の歴史的なまちなみ等、多様な資源からなる景観ゾーン	岩国地域の中心部（西：守内かさ神駅周辺、南：藤生周辺）
海と山の景観ゾーン	瀬戸内海の海岸線と銭壺山、大將軍山等から続く山並みが基調をなす景観ゾーン	岩国地域の南部（藤生周辺～通津）及び由宇地域
盆地の景観ゾーン	高照寺山や蓮華山等に囲まれた玖珂盆地を中心とした景観ゾーン	岩国地域の西部（柱野付近）～玖珂地域及び周東地域
山と川のゾーン	中国山地から連なる山並みと錦川や小瀬川等が基調をなす景観ゾーン	岩国地域の北部（南河内付近）～玖珂東部及び玖北地域
島の景観ゾーン	瀬戸内海に浮かぶ島々からなる多島美な景観ゾーン	島嶼部



3. 景観形成基準の一覧（兼チェックシート）

※届出の際には、該当するゾーンの景観形成基準のチェックシート（P 1 0～1 9）の表中の□にチェック  を記入し、配慮事項欄に設計等を行う際に具体的に配慮した内容も記入してください。

【市街地の景観ゾーン】のチェックシート . . . P 1 1

【海と山の景観ゾーン】のチェックシート . . . P 1 3

【盆地の景観ゾーン】のチェックシート P 1 5

【山と川のゾーン】のチェックシート P 1 7

【島の景観ゾーン】のチェックシート P 1 9

【市街地の景観ゾーン】のチェックシート

①建築物・工作物等

項目		景観形成基準	該当 なし	配慮事項 (配慮した内容を 記載してください)
基本事項		□市街地周辺の山並みや錦川等の自然景観、錦帯橋を中心とした文化的景観や中心市街地のにぎわいの景観等、周辺景観との調和に配慮した景観づくりを基本とする。		
建築物	形態 意匠	□周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。特に、錦帯橋や錦川からの眺めを阻害せず、文化的景観を継承し、周囲の自然景観と調和した形態意匠となるよう配慮すること。	□	
		□主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び高さとする。特に、文化的景観を継承し、錦帯橋や錦川から岩国山や城山への眺めを阻害しない高さ及び形態とする。	□	
	色彩	□屋根及び外壁は、周囲の景観と調和する落ち着いた色彩を基調とすること。特に、錦帯橋や錦川からの眺めを阻害せず、文化的景観を継承し、周囲と調和した色彩による外観となるよう配慮すること。	□	
	位置	□主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮すること。	□	
	緑化	□道路に面する場所は、花木の緑化等により周囲の景観との調和を図ること。	□	
工作物	形態 意匠	□周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。特に、錦帯橋や錦川からの眺めを阻害せず、文化的景観を継承し、周囲の自然景観と調和した形態意匠となるよう配慮すること。	□	
		□主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び高さとする。特に、文化的景観を継承し、錦帯橋や錦川から岩国山や城山への眺めを阻害しない高さ及び形態とする。	□	
	色彩	□目立つ色彩は避け、周囲の景観と調和する落ち着いた色彩を基調とすること。特に、錦帯橋や錦川からの眺めを阻害せず、文化的景観を継承し、周囲と調和した色彩による外観となるよう配慮すること。	□	
	位置	□山並みをなす稜線を乱さないようできる限り低い位置とすること。	□	
		□鉄塔、電柱、電波塔類は、周囲の景観への影響を極力抑えるよう配慮すること。なお、錦帯橋や錦川からの眺めを阻害するような位置への大規模工作物の設置は避けること。	□	
	緑化	□道路に面する場所は、花木の緑化等により周囲の景観との調和を図ること。	□	

②開発行為等

項目	景観形成基準	該当 なし	配慮事項 (配慮した内容を 記載してください)
基本事項	□市街地周辺の山並みや錦川等の自然景観、錦帯橋を中心とした文化的景観や中心市街地のにぎわいの景観等、周辺景観との調和に配慮した景観づくりを基本とする。		
開発行為	□開発後の状態が周辺の景観と著しく不調和とならないこと。	□	
	□造成等での擁壁及び法面は、必要最小限にとどめること。なお、法面は、緑化等により周辺の景観との調和を図ること。	□	
	□斜面における土地の形状を変更する場合は、現状の形状を生かすよう配慮するとともに、植栽等により周辺の景観との調和を図ること。	□	
	□樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。	□	
	□住宅宅地開発の場合、建築物の敷地面積の最低限度は150㎡とする。ただし、延長敷地及び法面を除いた有効宅地を対象とする。	□	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	□行為後の状態が周辺の景観と著しく不調和とならないこと。	□	
	□長大な法面を生じないように配慮し、法面は、緑化等により周辺の景観との調和を図ること。	□	
	□行為後は、地域に生育する樹木による緑化等により周辺の景観との調和を図ること。	□	
木竹の植栽又は伐採	□植栽は、地域に生育する樹木を中心とした植樹により周辺の景観との調和を図ること。	□	
	□伐採後は、地域に生育する樹木による緑化等により周辺の景観との調和を図ること。	□	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	□堆積等の面積は、必要最小限にとどめ、高さを極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。	□	
	□道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へい又は生け垣等の植栽を施し、周辺の景観に配慮すること。	□	

【海と山の景観ゾーン】のチェックシート

①建築物・工作物等

項目		景観形成基準	該当 なし	配慮事項 (配慮した内容を 記載してください)
基本事項		□瀬戸内海と山々が織り成す自然景観や漁港の景観、山裾の棚田景観等、周辺景観との調和に配慮した景観づくりを基本とする。		
建築物	形態 意匠	□周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。	□	
		□主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び高さとする。	□	
	色彩	□屋根及び外壁は、周囲の景観と調和する落ち着いた色のある色彩を基調とすること。	□	
	位置	□山並みをなす稜線を乱さないよう配慮すること。	□	
	緑化	□道路に面する場所は、花木の緑化等により周囲の景観との調和を図ること。	□	
工作物	形態 意匠	□周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。	□	
		□主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び高さとする。	□	
	色彩	□目立つ色彩は避け、周囲の景観と調和する落ち着いた色のある色彩を基調とすること。	□	
	位置	□山並みをなす稜線を乱さないようできる限り低い位置とすること。	□	
		□鉄塔、電柱、電波塔類は、周囲の景観への影響を極力抑えるよう配慮すること。	□	
	緑化	□道路に面する場所は、花木の緑化等により周囲の景観との調和を図ること。	□	

②開発行為等

項目	景観形成基準	該当 なし	配慮事項 (配慮した内容を 記載してください)
基本事項	□市街地周辺の山並みや錦川等の自然景観、錦帯橋を中心とした文化的景観や中心市街地のにぎわいの景観等、周辺景観との調和に配慮した景観づくりを基本とする。		
開発行為	□開発後の状態が周辺の景観と著しく不調和とならないこと。	□	
	□造成等での擁壁及び法面は、必要最小限にとどめること。なお、法面は、緑化等により周辺の景観との調和を図ること。	□	
	□斜面における土地の形状を変更する場合は、現状の形状を生かすよう配慮するとともに、植栽等により周辺の景観との調和を図ること。	□	
	□樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。	□	
	□住宅宅地開発の場合、建築物の敷地面積の最低限度は 150 m ² とする。ただし、延長敷地及び法面を除いた有効宅地を対象とする。	□	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	□行為後の状態が周辺の景観と著しく不調和とならないこと。	□	
	□長大な法面を生じないように配慮し、法面は、緑化等により周辺の景観との調和を図ること。	□	
	□行為後は、地域に生育する樹木による緑化等により周辺の景観との調和を図ること。	□	
木竹の植栽又は伐採	□植栽は、地域に生育する樹木を中心とした植樹により周辺の景観との調和を図ること。	□	
	□伐採後は、地域に生育する樹木による緑化等により周辺の景観との調和を図ること。	□	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	□堆積等の面積は、必要最小限にとどめ、高さを極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。	□	
	□道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へい又は生け垣等の植栽を施し、周辺の景観に配慮すること。	□	

【盆地の景観ゾーン】のチェックシート

①建築物・工作物等

項目		景観形成基準	該当 なし	配慮事項 (配慮した内容を 記載してください)
基本事項		□周囲を山々で囲われた盆地と島田川等の自然景観、旧山陽道の歴史文化の景観や田園景観等、周辺景観との調和に配慮した景観づくりを基本とする。		
建築物	形態 意匠	□周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。	□	
		□主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び高さとする。	□	
	色彩	□屋根及び外壁は、周囲の景観と調和する落ち着いた色のある色彩を基調とすること。	□	
	位置	□山並みをなす稜線を乱さないよう配慮すること。	□	
	緑化	□道路に面する場所は、花木の緑化等により周囲の景観との調和を図ること。	□	
工作物	形態 意匠	□周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。	□	
		□主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び高さとする。	□	
	色彩	□目立つ色彩は避け、周囲の景観と調和する落ち着いた色のある色彩を基調とすること。	□	
	位置	□山並みをなす稜線を乱さないようできる限り低い位置とすること。	□	
		□鉄塔、電柱、電波塔類は、周囲の景観への影響を極力抑えるよう配慮すること。	□	
	緑化	□道路に面する場所は、花木の緑化等により周囲の景観との調和を図ること。	□	

②開発行為等

項目	景観形成基準	該当 なし	配慮事項 (配慮した内容を 記載してください)
基本事項	□周囲を山々で囲われた盆地と島田川等の自然景観、旧山陽道の歴史文化の景観や田園景観等、周辺景観との調和に配慮した景観づくりを基本とする。		
開発行為	□開発後の状態が周辺の景観と著しく不調和とならないこと。	□	
	□造成等での擁壁及び法面は、必要最小限にとどめること。なお、法面は、緑化等により周辺の景観との調和を図ること。	□	
	□斜面における土地の形状を変更する場合は、現状の形状を生かすよう配慮するとともに、植栽等により周辺の景観との調和を図ること。	□	
	□樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。	□	
	□住宅宅地開発の場合、建築物の敷地面積の最低限度は150㎡とする。ただし、延長敷地及び法面を除いた有効宅地を対象とする。	□	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	□行為後の状態が周辺の景観と著しく不調和とならないこと。	□	
	□長大な法面を生じないように配慮し、法面は、緑化等により周辺の景観との調和を図ること。	□	
	□行為後は、地域に生育する樹木による緑化等により周辺の景観との調和を図ること。	□	
木竹の植栽又は伐採	□植栽は、地域に生育する樹木を中心とした植樹により周辺の景観との調和を図ること。	□	
	□伐採後は、地域に生育する樹木による緑化等により周辺の景観との調和を図ること。	□	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	□堆積等の面積は、必要最小限にとどめ、高さを極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。	□	
	□道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へい又は生け垣等の植栽を施し、周辺の景観に配慮すること。	□	

【山と川の景観ゾーン】のチェックシート

①建築物・工作物等

項目		景観形成基準	該当 なし	配慮事項 (配慮した内容を 記載してください)
基本事項		☐ 中国山地から連なる山並みと谷底を流れる河川等の自然景観、旧山代街道の歴史文化の景観や棚田の景観等、周辺景観との調和に配慮した景観づくりを基本とする。		
建築物	形態 意匠	☐ 周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。	☐	
		☐ 主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び高さとする。	☐	
	色彩	☐ 屋根及び外壁は、周囲の景観と調和する落ち着いた色のある色彩を基調とすること。	☐	
	位置	☐ 山並みをなす稜線を乱さないよう配慮すること。	☐	
	緑化	☐ 道路に面する場所は、花木の緑化等により周囲の景観との調和を図ること。	☐	
工作物	形態 意匠	☐ 周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。	☐	
		☐ 主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び高さとする。	☐	
	色彩	☐ 目立つ色彩は避け、周囲の景観と調和する落ち着いた色のある色彩を基調とすること。	☐	
	位置	☐ 山並みをなす稜線を乱さないようできる限り低い位置とすること。	☐	
		☐ 鉄塔、電柱、電波塔類は、周囲の景観への影響を極力抑えるよう配慮すること。	☐	
	緑化	☐ 道路に面する場所は、花木の緑化等により周囲の景観との調和を図ること。	☐	

②開発行為等

項目	景観形成基準	該当 なし	配慮事項 (配慮した内容を 記載してください)
基本事項	☐ 中国山地から連なる山並みと谷底を流れる河川等の自然景観、旧山代街道の歴史文化の景観や棚田の景観等、周辺景観との調和に配慮した景観づくりを基本とする。		
開発行為	☐ 開発後の状態が周辺の景観と著しく不調和とならないこと。	☐	
	☐ 造成等での擁壁及び法面は、必要最小限にとどめること。なお、法面は、緑化等により周辺の景観との調和を図ること。	☐	
	☐ 斜面における土地の形状を変更する場合は、現状の形状を生かすよう配慮するとともに、植栽等により周辺の景観との調和を図ること。	☐	
	☐ 樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。	☐	
	☐ 住宅宅地開発の場合、建築物の敷地面積の最低限度は150㎡とする。ただし、延長敷地及び法面を除いた有効宅地を対象とする。	☐	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	☐ 行為後の状態が周辺の景観と著しく不調和とならないこと。	☐	
	☐ 長大な法面を生じないように配慮し、法面は、緑化等により周辺の景観との調和を図ること。	☐	
	☐ 行為後は、地域に生育する樹木による緑化等により周辺の景観との調和を図ること。	☐	
木竹の植栽又は伐採	☐ 植栽は、地域に生育する樹木を中心とした植樹により周辺の景観との調和を図ること。	☐	
	☐ 伐採後は、地域に生育する樹木による緑化等により周辺の景観との調和を図ること。	☐	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	☐ 堆積等の面積は、必要最小限にとどめ、高さを極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。	☐	
	☐ 道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へい又は生け垣等の植栽を施し、周辺の景観に配慮すること。	☐	

【島の景観ゾーン】のチェックシート

①建築物・工作物等

項目		景観形成基準	該当 なし	配慮事項 (配慮した内容を 記載してください)
基本事項		□山の緑と海岸線による島の自然景観や港を中心とする漁村と段畑の景観等、周辺景観との調和に配慮した景観づくりを基本とする。		
建築物	形態 意匠	□周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。	□	
		□主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び高さとする。	□	
	色彩	□屋根及び外壁は、周囲の景観と調和する落ち着いた色のある色彩を基調とすること。	□	
	位置	□山並みをなす稜線を乱さないよう配慮すること。	□	
	緑化	□道路に面する場所は、花木の緑化等により周囲の景観との調和を図ること。	□	
工作物	形態 意匠	□周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。	□	
		□主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び高さとする。	□	
	色彩	□目立つ色彩は避け、周囲の景観と調和する落ち着いた色のある色彩を基調とすること。	□	
	位置	□山並みをなす稜線を乱さないようできる限り低い位置とすること。	□	
		□鉄塔、電柱、電波塔類は、周囲の景観への影響を極力抑えるよう配慮すること。	□	
	緑化	□道路に面する場所は、花木の緑化等により周囲の景観との調和を図ること。	□	

②開発行為等

項目	景観形成基準	該当 なし	配慮事項 (配慮した内容を 記載してください)
基本事項	□山の緑と海岸線による島の自然景観や港を中心とする漁村と段畑の景観等、周辺景観との調和に配慮した景観づくりを基本とする。		
開発行為	□開発後の状態が周辺の景観と著しく不調和とならないこと。	□	
	□造成等での擁壁及び法面は、必要最小限にとどめること。なお、法面は、緑化等により周辺の景観との調和を図ること。	□	
	□斜面における土地の形状を変更する場合は、現状の形状を生かすよう配慮するとともに、植栽等により周辺の景観との調和を図ること。	□	
	□樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。	□	
	□住宅宅地開発の場合、建築物の敷地面積の最低限度は150㎡とする。ただし、延長敷地及び法面を除いた有効宅地を対象とする。	□	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	□行為後の状態が周辺の景観と著しく不調和とならないこと。	□	
	□長大な法面を生じないように配慮し、法面は、緑化等により周辺の景観との調和を図ること。	□	
	□行為後は、地域に生育する樹木による緑化等により周辺の景観との調和を図ること。	□	
木竹の植栽又は伐採	□植栽は、地域に生育する樹木を中心とした植樹により周辺の景観との調和を図ること。	□	
	□伐採後は、地域に生育する樹木による緑化等により周辺の景観との調和を図ること。	□	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	□堆積等の面積は、必要最小限にとどめ、高さを極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。	□	
	□道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へい又は生け垣等の植栽を施し、周辺の景観に配慮すること。	□	

4. 景観形成基準の解説

景観形成基準の解説の見方

届出対象となる行為ごとに、以下のページにおいて、景観形成基準のポイント解説を示しています。記載している内容は、あくまでも景観配慮のポイントを考えるための参考として示すものです。

個々の行為を行う者それぞれが、当該行為を行う土地の条件や周辺環境をふまえて、周辺に馴染むよう配慮を行うことが最も重要なポイントです。

建築物の建築等

基本事項 P 2 2 ～ P 3 0 + 景観形成基準 P 3 1 ～ 3 4

工作物の建設等

基本事項 P 2 2 ～ P 3 0 + 景観形成基準 P 3 5 ～ 3 9

開発行為

基本事項 P 2 2 ～ P 3 0 + 景観形成基準 P 4 0 ～ 4 1

土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

基本事項 P 2 2 ～ P 3 0 + 景観形成基準 P 4 2 ～ 4 3

木竹の植栽又は伐採

基本事項 P 2 2 ～ P 3 0 + 景観形成基準 P 4 3

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

基本事項 P 2 2 ～ P 3 0 + 景観形成基準 P 4 4

全行為に共通する景観形成基準

本項目は、各ゾーンにおける景観形成において配慮していただきたい基本事項を示しています。

このゾーン別の基本事項の内容をふまえ、行為ごとの景観形成基準の項目についても、各景観形成基準の意図を理解しながら、ゾーンの特性を活かした良好な景観形成の実現を目指すことが必要です。

▼景観形成基準【基本事項】

市街地の景観 ゾーン	市街地周辺の山並みや錦川等の自然景観、錦帯橋を中心とした文化的景観や中心市街地のにぎわいの景観等、周辺景観との調和に配慮した景観づくりを基本とする。
---------------	--

【ポイント】

「市街地周辺の山並みや錦川等の自然景観」との調和

☆市街地の景観とは、多様な施設の背景に、岩国山等の緑が広がる景観であり、誰もが目にする市民に馴染みあるものです。

☆山裾や斜面地では、山や庭木等の緑と建物が一体として緑豊かな市街地の景観を創り出しており、これらは錦川の水辺の景観として、多くの市民に馴染みあるものとなっています。

☆このように、岩国の市街地の景観形成では、景観の基盤となっている山並みや河川等の自然と調和するよう、配慮が必要です。



「錦帯橋を中心とした文化的景観」との調和

☆江戸時代の湊町に由来する今津地区や新港地区、武士の下屋敷や脇街道の町場が栄えた川西地区等、市街地には都市岩国の歴史を今に伝える景観があちこちに見られます。

☆また近世の開作に由来する尾津のハス田の景観等、岩国の都市の成り立ちや文化を感じさせる景観も見られます。

☆このように、岩国の市街地の景観形成では、岩国の都市の歴史・文化を今に伝える資源を活かすことにより、文化的景観を保全・継承するよう調和を図るための配慮が必要です。



「中心市街地のにぎわいの景観」との調和

☆中心市街地には、数多くの商業・業務ビルが立地しており、それぞれの通りごとに、様々な建物が建ち並ぶ中、多くの歩行者が回遊することにより、市街地のにぎわいある景観が形成されています。

☆一方で、他のゾーンとは異なり、高層建築物も多く見られるのが特徴です。

☆歩行者の目線に近い低層階におけるにぎわいの創出と、都市岩国の顔にふさわしい全体的な風格の創出の両立に向け、中心市街地のにぎわい景観の形成につながる配慮が必要です。



「市街地の景観ゾーン」における景観形成の考え方

☆基本事項として、景観形成基準に示す景観形成の方向性は、「岩国市景観計画」の「景観形成方針」として示しています。基本事項は、景観形成方針の内容をふまえたものであることから、景観形成方針に基づく留意点を下記に示しています。

☆行為地の特性において、以下の点をふまえ、それぞれの景観形成方針に留意した計画・設計が必要です。

市街地の景観ゾーンの景観形成方針に基づく留意点		
保全する景観	☐ 市街地周辺の山並み（樹林地） ☐ 川沿いの景観資源 ☐ 錦川や錦帯橋からの城山や岩国山への眺め ☐ 開作の痕跡である麻里布川や樋門 ☐ 街道沿いの歴史的景観資源 ☐ 市街地周辺の田園景観 ☐ ハス田等の地域固有の田園景観	
創り出す景観	☐四季折々の自然 ☐街の顔となる新たな景観 ☐魅力的な景観 ☐緑化、花いっぱい運動等 ☐にぎわいや活力が感じられる風格ある景観 ☐河川の親水性 ☐屋外広告物や建物による良好な景観 ☐周辺環境への配慮	
留意が必要なエリア	☐錦川、今津川、門前川の沿川 ☐旧山陽道、岩国往来 ☐岩国錦帯橋空港周辺 ☐臨海工業地 ☐開発、再開発のエリア ☐市街地周辺 ☐川下クスノキ巨樹群 ☐岩国駅 ☐主要幹線道路沿い ☐市街地内の工場 ☐岩国駅周辺地区 ☐尾津地区	

▼景観形成基準【基本事項】

海と山の景観 ゾーン	瀬戸内海と山々が織り成す自然景観や漁港の景観、山裾の棚田景観等、周辺景観との調和に配慮した景観づくりを基本とする。
---------------	---

【ポイント】

「瀬戸内海と山々が織り成す自然景観」との調和

☆山から海にかけて傾斜する地形と海岸沿いの狭い平地を基盤に、建物群が建ち並ぶ景観が本ゾーンの特徴ある景観となっています。

☆傾斜する地形では、穏やかな瀬戸内海への見通しや、斜面地における周囲の山の緑と建物や庭木が一体となった景観形成とすることにより、本ゾーンの特徴的な地形が創り出す自然景観と調和するよう、配慮が必要です。



「漁港の景観、山裾の棚田景観等」との調和

☆瀬戸内海沿いに点在する漁港と漁業系集落や傾斜する地形に沿って開墾された棚田と農業系集落の景観は、いずれも生業とともに形成される本ゾーンの特徴ある景観となっています。

☆漁港周辺は、船上等、海からの見え方に留意し、港としてのまとまりある景観や生業環境を阻害しないよう配慮が必要です。



☆地形にそった生業が創り出す景観として、本ゾーンでは、川沿いの低地での田園やハス田と山裾の集落の景観や、傾斜地での棚田と山裾の集落の景観等、農地と家々、周囲の樹林地が創り出す穏やかな田園景観が形成されています。

☆農山村地域では、本来の地域の景観を阻害しないことに留意し、規模や位置、行為地周辺からの見え方における配慮が必要です。



「海と山の景観ゾーン」における景観形成の考え方

☆基本事項として、景観形成基準に示す景観形成の方向性は、「岩国市景観計画」の「景観形成方針」として示しています。基本事項は、景観形成方針の内容をふまえたものであることから、景観形成方針に基づく留意点を下記に示しています。

☆行為地の特性において、以下の点をふまえ、それぞれの景観形成方針に留意した計画・設計が必要です。

海と山の景観ゾーンの景観形成方針に基づく留意点		
保全する景観	☐ 米山、高照寺山、大將軍山、銭壺山の山並み（緑） ☐ 山間部から瀬戸内海への連続性 ☐ 銭壺山頂から瀬戸内海の多島美の眺望景観 ☐ 山裾の棚田景観 ☐ 史跡や神社仏閣、神楽等の歴史文化の景観 ☐ 周辺景観への配慮 ☐ 瀬戸内海沿岸の漁港の景観	☐ 川と市街地、集落の調和 ☐ 水生動植物の保護 ☐ 水辺景観 ☐ 田園景観 ☐ 神東周辺の棚田景観
創り出す景観	☐ 市街地から感じられる豊かな自然 ☐ 瀬戸内海の海岸線と眺望を活かした景観 ☐ 沿道の屋外広告物による良好な景観 ☐ 緑化等による無機質な景色の緩和	☐ 親水性 ☐ 歴史性を活かした景観 ☐ にぎわいのある景観 ☐ 緑化や花いっぱい運動等
留意が必要なエリア	☐ 由宇川、通津川 ☐ 通津駅周辺 ☐ 主要幹線道路沿い ☐ 由宇川・通津川沿い ☐ 瀬戸内海沿岸の漁港	☐ 銭壺山周辺 ☐ 由宇駅周辺 ☐ 臨海部の工業地域 ☐ 神東周辺

▼景観形成基準【基本事項】

盆地の景観 ゾーン	周囲を山々で囲われた盆地と島田川等の自然景観、旧山陽道の歴史文化の景観や田園景観等、周辺景観との調和に配慮した景観づくりを基本とする。
----------------------	---

【ポイント】

「盆地と島田川等の自然景観」との調和

☆本ゾーンでは、島田川沿いに形成された広大な平地とそれを取り囲む山々が創り出す地形を基盤とした景観が本ゾーンの特徴ある景観となっています。

☆これらは、島田川等の堤防や橋等からの眺めに代表されるように、豊かな水を湛える島田川の水辺と、堤防越しの建物群、その背景として緑の帯のように取り囲む山々が一体となっていることに留意し、規模や位置、行為が周囲からどのように見えるか等において、自然景観を大きく阻害しないよう、配慮が必要です。



「旧山陽道の歴史文化の景観」との調和

☆本ゾーンには、歴史的な大動脈である旧山陽道が通っており、周防高森宿や玖珂宿、柱野宿等の宿場町に由来する地区があり、道筋や建物群、門や塀、庭木の緑等により、その風情を今に伝えています。

☆これらの地域の歴史・文化をふまえ、地域の歴史を伝える建物等の資源を可能な限り保全しつつ、それらが創り出す特徴ある景観を阻害しないよう配慮するとともに、地域固有の歴史を活かした景観形成に向けた配慮や工夫が必要です。



「田園景観等」との調和

☆祖生等の農村地域では、緩やかに傾斜する地形に沿って広がる農地と山裾や残丘沿いに立地する農家住宅が一体となって創り出す田園景観が特徴となっています。

☆このように、地形に沿って生業とともに創り出される田園景観を阻害しないことに留意し、規模や位置、行為地周辺からの見え方における配慮が必要です。



「盆地の景観ゾーン」における景観形成の考え方

☆基本事項として、景観形成基準に示す景観形成の方向性は、「岩国市景観計画」の「景観形成方針」として示しています。基本事項は、景観形成方針の内容をふまえたものであることから、景観形成方針に基づく留意点を下記に示しています。

☆行為地の特性において、以下の点をふまえ、それぞれの景観形成方針に留意した計画・設計が必要です。

盆地の景観ゾーンの景観形成方針に基づく留意点		
保全する景観	☐ 蓮華山、高照寺山、氷室岳等の市街地周辺の山並み（緑） ☐ 河川、市街地、田園が調和した景観 ☐ 水生動植物の保護 ☐ 宿場町の面影を残す建造物や樹木 ☐ 周防祖生の柱松等の伝統芸能 ☐ 島田川及び笹見川流域の広がりある田園景観、棚田景観 ☐ 高照寺山や氷室岳に囲まれた穏やかな田園景観 ☐ 柱松行事等の地域固有の景観	
創り出す景観	☐ 四季折々の自然 ☐ 親水性 ☐ 地域の歴史文化を活かした景観 ☐ 宿場町として栄えた歴史性を活かす ☐ 街の顔となる景観 ☐ 緑化等による無機質な景色の緩和	☐ 玖珂盆地への眺望 ☐ 水辺の開放感 ☐ 屋外広告物による良好な景観
留意が必要なエリア	☐ 鞍掛山や高照寺山等 ☐ 中山湖周辺 ☐ 玖珂駅周辺 ☐ 高森天満宮や比叡神社等の神社仏閣 ☐ 瀬田工業団地 ☐ 祖生地区	☐ 島田川、東川、笹見川等 ☐ 玖珂宿、高森宿 ☐ 高森駅周辺 ☐ 主要幹線道路沿い ☐ テクノポート周東

▼景観形成基準【基本事項】

山と川の景観 ゾーン

中国山地から連なる山並みと谷底を流れる河川等の自然景観、旧山代街道の歴史文化の景観や棚田の景観等、周辺景観との調和に配慮した景観づくりを基本とする。

【ポイント】

「山並みと河川等の自然景観」との調和

- ☆山間を流れる錦川水系の河川と、緑豊かな山々が一体となって創り出す豊かな自然が本ゾーンの特徴ある景観となっています。
- ☆山の稜線や尾根線が山並みの輪郭を印象づけ、山肌を覆う木々の緑と谷底を流れる豊かな水の流れ、岩床や河原が一体となって豊かな自然景観を形成しています。
- ☆これらの自然を阻害しないよう、規模や位置、行為が周囲からどのように見えるか等に配慮し、自然景観を大きく阻害しないようにする必要があります。



「旧山代街道の歴史文化の景観」との調和

- ☆本ゾーンには、江戸時代に旧山代街道と岩国往来が交差する交通の要衝として勘場や市が置かれ栄えた歴史をもつ本郷地区や、錦町の中心として栄えた広瀬地区、鉾山で栄えたことを背景に形成された住宅地等、その地区のまちの由来を今に伝える景観が見られる地区が多く見られます。
- ☆それぞれの地区の歴史をふまえ、地区固有の特徴ある景観を阻害しないよう留意するとともに、それぞれの地区の歴史や文化を活かした景観形成に向けた配慮や工夫が必要です。



「棚田の景観等」との調和

☆本ゾーンでは、傾斜する地形に沿って形成された棚田と農家住宅が一体となった田園景観や、谷間を流れる河川沿いの平地での広がりのある農地と山裾の集落による田園景観等、山間地での生業とともにある景観が特徴となっています。

☆このように、地形に沿って生業とともに創り出される田園景観を阻害しないことに留意し、規模や位置、行為地周辺からの見え方における配慮が必要です



「山と川の景観ゾーン」における景観形成の考え方

☆基本事項として、景観形成基準に示す景観形成の方向性は、「岩国市景観計画」の「景観形成方針」として示しています。基本事項は、景観形成方針の内容をふまえたものであることから、景観形成方針に基づく留意点を下記に示しています。

☆行為地の特性において、以下の点をふまえ、それぞれの景観形成方針に留意した計画・設計が必要です。

山と川の景観ゾーンの景観形成方針に基づく留意点	
保全する景観	☐ 寂地山、羅漢山を中心とした山並み（山林） ☐ 連なりのある河川 ☐ 河川争奪により形成された地形等の自然 ☐ 周辺の自然景観と調和する農村景観 ☐ 山代神楽等の伝統芸能 ☐ 伝統的なまちなみ ☐ 社寺等の歴史的景観資源、祭事、伝統行事 ☐ 宿場町としての面影を今に残す歴史的建築物 ☐ 建築物等と自然景観との調和 ☐ 中山間地域の棚田等の水田や畑地の景観 ☐ 周辺の自然景観に調和する農村景観 ☐ 山代本谷神楽等の歴史文化景観 ☐ 錦川清流線、国道 187 号、国道 434 号、中国自動車道からの眺望景観 ☐ 山と川が織りなす溪谷 ☐ 向峠神楽等の歴史文化景観 ☐ 中山間地域の農業と里山の景観 ☐ 歴史的街道等の景観資源 ☐ 鉱山跡の産業遺産 ☐ 里山や林の景観
創り出す景観	☐ 自然を感じられる景観 ☐ 自然の成り立ちや眺望点等の情報発信 ☐ 景観資源の活用によるにぎわい ☐ 祭やイベント等を通して、交流を図る景観 ☐ 弥栄湖周辺の水辺の景観 ☐ 宿場町の面影を活かした景観
留意が必要なエリア	☐ 錦川、宇佐川、本郷川、生見川、御庄川、小瀬川 ☐ 錦川清流線、国道 187 号、国道 434 号、中国自動車道 ☐ 弥栄湖周辺 ☐ 向峠地区、洪前地区 ☐ 本郷地区 ☐ 道の駅、休養保養施設等 ☐ 広瀬地区 ☐ 本谷地区

▼景観形成基準【基本事項】

島の景観ゾーン	山の緑と海岸線による島の自然景観や港を中心とする漁村と段畑の景観等、周辺景観との調和に配慮した景観づくりを基本とする。
----------------	---

【ポイント】

「山の緑と海岸線による島の自然景観」との調和

☆瀬戸内海が多島美を形成する島々は、海上から見える緑豊かな樹林で形成されており、本ゾーンの特徴ある景観となっています。

☆本ゾーンの大部分は、瀬戸内海国立公園に含まれていることをふまえ、島の外観を形成する山の稜線や尾根線を分断したり、山肌を大きく損ねるような開発は避けるなど、島の地形を大きく改変することのないよう、配慮が必要です。



「港を中心とする漁村と段畑の景観」との調和

☆島では、港を中心に集落が形成されます。平地が少ない地形的な制約を背景に、傾斜地に家々が建ち並んだり、地形に沿って段畑が形成されており、山の緑と一体となって、島の集落景観を形成しています。

☆瀬戸内海国立公園に面することをふまえ、既存の集落のスケール感に応じた規模での開発を基本とし、島での営みが創り出す景観を阻害しないよう、配慮が必要です。



「島の景観ゾーン」における景観形成の考え方

☆基本事項として、景観形成基準に示す景観形成の方向性は、「岩国市景観計画」の「景観形成方針」として示しています。基本事項は、景観形成方針の内容をふまえたものであることから、景観形成方針に基づく留意点を下記に示しています。

☆行為地の特性において、以下の点をふまえ、それぞれの景観形成方針に留意した計画・設計が必要です。

島の景観ゾーンの景観形成方針に基づく留意点		
保全する景観	☐ 樹林地、浜辺、磯、岬、海等が織り成す自然景観 ☐ 島固有の歴史文化を物語る史跡や神社仏閣、祭礼等の歴史文化の景観 ☐ 港、集落、段畑による島固有の生活の景観	☐ 自然海岸の景観 ☐ 漁村景観
創り出す景観	☐ 島の魅力的な景観の情報発信 ☐ 都市部との交流による地域の活性化 ☐ 地域の特長を活かした景観	☐ にぎわいの創出
留意が必要なエリア	☐ 浦庄の浜、島尻の浜、船瀬の浜	☐ 柱島港周辺

▼景観形成基準

形態 意匠	市街地の景観ゾーン (岩国地域)	□周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。特に、錦帯橋や錦川からの眺めを阻害せず、文化的景観を継承し、周囲の自然景観と調和した形態意匠となるよう配慮すること。
	上記以外	□周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。

【ポイント】

「周辺の景観との調和」とは

- ☆行為を行う場所が「どのような特性をもつ地域にあるか」、「隣接する土地利用は何か」ということを確認し、形態意匠とともに高さや位置も合わせて、計画・設計することが景観形成における調和に向けた配慮の基本です。
- ☆周囲の建物の規模との緩やかな連続性を創出したり、周囲から突出する規模となる場合には、違和感の軽減につながるようデザインを工夫する等、形態・意匠において、周囲から際立った印象とならないことに留意することが必要です。
- ☆基本事項で示す「保全する景観」との調和にむけて、周囲との違和感を軽減するための措置や、行為地周辺の景観を特徴づける要素を形態意匠に取り入れる等の工夫も考えられます。
- ☆基本事項で示す「創り出す景観」との調和にむけて、周囲とともに魅力ある空間の創出につながる形態意匠の工夫等も考えられます。

「圧迫感を与えない工夫」とは

- ☆高層建築物や規模の大きな建築物の場合、外壁面のあり方により、巨大な壁が立ち上がる印象となることをふまえ、周辺の建築物のボリュームに合わせた壁面の分節化、開口部による変化等、形態・意匠上の工夫や配慮が必要です。
- ☆倉庫等、開口部を有しない壁面については、周囲から壁面の見えるボリュームを軽減するよう、形態・意匠以外での工夫（例：敷地境界から後退する、敷地境界に目隠しとなる生け垣や樹木を配置することにより緩衝要素を入れる、等）が必要です。

「文化的景観を継承した、周囲の自然景観と調和した形態意匠」とは（市街地の景観ゾーン）

- ☆「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」は文化財保護法に基づく文化財である景観地です。特に、錦帯橋や錦川の河原からの眺めは多くの往来する人々が楽しむ物見の文化を育みました。岩国山や城山、錦川の自然景観と調和するよう、形態意匠において自然の中で目立たないよう工夫が必要です。

▼景観形成基準

形態 意匠	市街地の景観ゾーン (岩国地域)	□主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び高さとする。特に、文化的景観を継承し、錦帯橋や錦川から岩国山や城山への眺めを阻害しない高さ及び形態とすること。
	上記以外	□主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び高さとする。

【ポイント】

「主要な眺望」とは

- ☆基本事項で示す「保全する景観」をふまえ、各ゾーンにおける眺望景観への見通しに配慮した建築物の形態や高さにおける配慮が必要です。
- ☆高層建築物等、大規模な建築物においては、眺望への見通しを感じさせることができるよう高さに変化を持たせたり、分棟化・分節化する等の工夫により、眺望への影響を最小限化する配慮が必要です。

「岩国山や城山への眺めを阻害しない高さ及び形態」とは（市街地の景観ゾーン）

- ☆錦帯橋と錦川を中心とした岩国城下町は、江戸時代後半から全国各地からその美しい景色を楽しむために多くの人々が訪れ、岩国に物見の文化を育み、現在も変わらず、その風景を多くの人々が眺めることが、岩国城下町におけるもてなしの生業を生み出しています。
- ☆錦帯橋の橋の上や錦川の河原や川沿いから、岩国山や城山、錦川等の美しい景観は江戸時代から眺められ続けてきた大事な風景であり、その眺めを阻害しないよう、周囲の自然景観から突出しない形態や高さとする必要があります。



描かれてきた風景の構図を伝える現在の風景
(守り継承する風景の全体像)

▼景観形成基準

色彩	市街地の景観ゾーン (岩国地域)	□屋根及び外壁は、周囲の景観と調和する落ち着いたある色彩を基調とすること。特に、錦帯橋や錦川からの眺めを阻害せず、文化的景観を継承し、周囲と調和した色彩による外観となるよう配慮すること。
	上記以外	□屋根及び外壁は、周囲の景観と調和する落ち着いたある色彩を基調とすること。

【ポイント】

「落ち着いたある色彩が基調」とは

☆基調色とは、屋根又は外壁それぞれの面において、2／3以上を占める部分の色彩とします。残りの1／3はアクセント色となります。

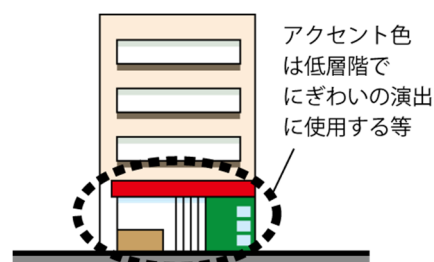
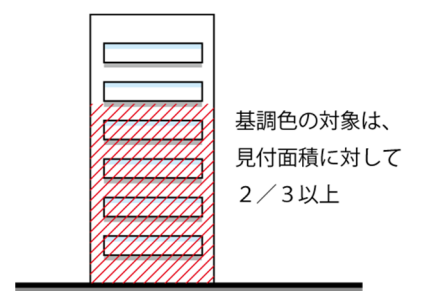
☆どの色相でも彩度の高いものの使用は避けることが基本です。

また大きな面積に多数の色を使用すると、色の組み合わせ方によっては派手な印象につながる場合もあり、注意が必要です。

☆なお、自然と調和する落ち着いたある色は、土に近いY系（黄）やY R系（黄赤）、レンガのようなR系（赤）の色相で彩度が低いものや、N系（グレー・白）等が考えられます。

☆なお、商店等が建ち並ぶ商業地等では、色彩によるにぎわい感の創出も可能であり、基調色とアクセント色の効果的な利用により、落ち着いたある基調色のにぎわいある外観の創出の両立は可能となることをふまえた色彩上の配慮が必要です。なお、にぎわいの創出に資するアクセント色の利用は、低層部での利用を推奨します。

☆屋根の色彩は、歴史あるまちや集落ごとに、石州瓦（赤茶系）やいぶし瓦（黒・灰系）等の違いがあり、屋根瓦の色が特徴的な景観を形成していること、地域としてのまとまりある景観を形成していることに留意し、行為を行う地域の瓦の色彩に近い色彩の使用を推奨します。



「文化的景観を継承した、周囲と調和した色彩による外観」とは（市街地の景観ゾーン）

☆「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」の継承に向け、錦川沿いや岩国山、城山等では、周囲の自然景観と調和した外観とするとともに、錦帯橋や錦川沿いからの眺めを阻害しない色彩とする必要があります。

▼景観形成基準

位置

山並みをなす稜線を乱さないよう配慮すること。

【ポイント】

「稜線を乱さない」とは

☆市街地の背景となる山の稜線や、盆地を取り囲む山並みや、錦川流域の河川や島田川流域の河川から見える山の稜線が創り出す連続性を分断しないよう、行為地での建物の高さや配置に留意することが必要です。



▼景観形成基準

緑化

道路に面する場所は、花木の緑化等により周囲の景観との調和を図ること。

【ポイント】

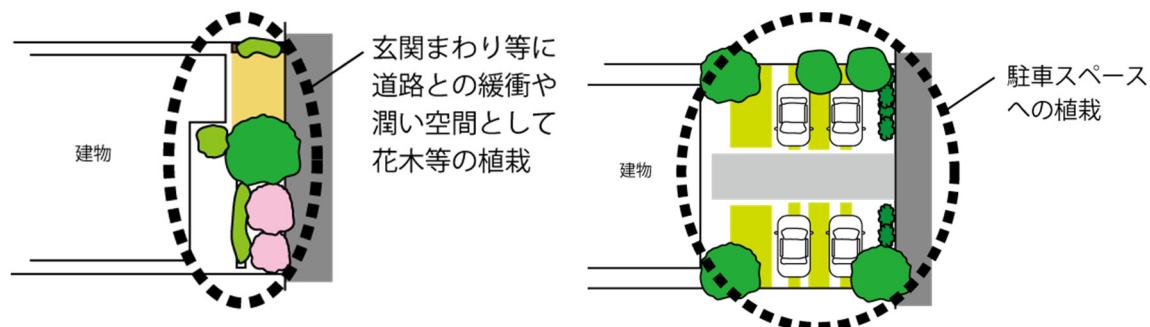
「道路に面する場所への緑化」とは

☆花や緑は、地域特性に応じて、華やかさからのにぎわいや潤いを生み出すものとして、魅力ある景観形成につながるとともに、緩やかな緩衝の役割も果たす景観要素です。

☆特に、高層建築物では建物の足元における魅力ある空間の創出につながり、大規模な建築物では周囲との緩やかな緩衝の役割も担う重要な景観要素です。

☆進入路や玄関等のアプローチ部分に花壇やシンボリックな樹木の植栽や、道路と敷地を物理的に分断するためには、塀の代わりとして生垣やフェンスと植樹の組合せ、低木による植え込みや花壇等、多様な緑化が考えられます。

☆また、駐車スペースに芝等を敷く等を行うことで、通りからの景観が殺風景となることを避ける等の工夫も必要です。



▼景観形成基準

形態 意匠	市街地の景観ゾーン (岩国地域)	□周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。特に、錦帯橋や錦川からの眺めを阻害せず、文化的景観を継承し、周囲の自然景観と調和した形態意匠となるよう配慮すること。
	上記以外	□周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。

【ポイント】

「周辺の景観との調和」とは

- ☆行為を行う場所が「どのような特性をもつ地域にあるか」、「隣接する土地利用は何か」ということを確認し、形態意匠とともに高さや位置も合わせて、計画・設計することが景観形成における調和に向けた配慮の基本です。
- ☆特に工作物は、田園や森林等の自然豊かな場所では、無機質な人工物として周囲から突出した印象となりやすいことへの留意が必要であり、可能な限り、すっきりと目立たないよう形態・意匠において配慮することが必要です。
- ☆大規模な工作物については、工作物そのものの形態・意匠が周囲の景観に大きな影響を与えてしまうことを前提に、周囲から目立たないよう、色彩や目隠し、緩衝等の役割を担う垣・柵を植栽等と組み合わせることなどにより、周囲との調和や異質感の軽減に向けた配慮を行うことが必要です。

「圧迫感を与えない工夫」とは

- ☆高層となるものは、周辺の市街地や集落等のボリュームに合わせるよう配慮が必要です。
- ☆貯蔵庫等、開口部を有しない壁面をもつものについては、周囲から壁面の見えるボリュームを軽減するよう、形態・意匠以外での工夫（例：敷地境界から後退する、敷地境界に目隠しとなる生け垣や樹木を配置することにより緩衝要素入れる、等）が必要です。
- ☆水平方向に面的な広がりを持つものについても、周囲に圧迫感を与えることに留意し、周囲から見えるボリュームを軽減するよう、貯蔵庫等と同様、形態・意匠以外での工夫（例：敷地境界に目隠しとなる生け垣や樹木を配置することにより緩衝要素入れる、等）が必要です。

「文化的景観を継承した、周囲の自然景観と調和した形態意匠」とは（市街地の景観ゾーン）

- ☆「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」は文化財保護法に基づく文化財である景観地です。特に、錦帯橋や錦川の河原からの眺めは多くの往来する人々が楽しむ物見の文化を育みました。岩国山や城山、錦川の自然景観と調和するよう、形態意匠において自然の中で目立たないよう工夫が必要です。

▼景観形成基準

形態 意匠	市街地の景観ゾーン (岩国地域)	□主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び高さとする。特に、文化的景観を継承し、錦帯橋や錦川から岩国山や城山への眺めを阻害しない高さ及び形態とすること。
	上記以外	□主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び高さとする。

【ポイント】

「主要な眺望」とは

☆基本事項で示す「保全する景観」をふまえ、各ゾーンにおける眺望景観への見通しに配慮した工作物の高さや、設置する位置の選定について配慮が必要です。

「岩国山や城山への眺めを阻害しない高さ及び形態」とは（市街地の景観ゾーン）

☆錦帯橋と錦川を中心とした岩国城下町は、江戸時代後半から全国各地からその美しい景色を楽しむために多くの人々が訪れ、岩国に物見の文化を育み、現在も変わらず、その風景を多くの人々が眺めることが、岩国城下町におけるもてなしの生業を生み出しています。

☆錦帯橋の橋の上や錦川の河原や川沿いから、岩国山や城山、錦川等の美しい景観は江戸時代から眺められ続けてきた大事な風景であり、その眺めを阻害しないよう、周囲の自然景観から突出しない形態や高さとすることが必要です。



描かれてきた風景の構図を伝える現在の風景
(守り継承する風景の全体像)

▼景観形成基準

色彩	市街地の景観ゾーン (岩国地域)	□目立つ色彩は避け、周囲の景観と調和する落ち着いた色彩のある色彩を基調とすること。特に、錦帯橋や錦川からの眺めを阻害せず、文化的景観を継承し、周囲と調和した色彩による外観となるよう配慮すること。
	上記以外	□目立つ色彩は避け、周囲の景観と調和する落ち着いた色彩のある色彩を基調とすること。

【ポイント】

「目立つ色彩」とは

- ☆工作物は、素材や資材そのものの色彩であることが多く、そのような人工物特有の色は、自然が豊かな場所では馴染みにくいことが考えられます。
- ☆樹林地等の緑豊かな場所では、樹木群から目立たないよう、彩度・明度ともに低い色彩を着色する等の配慮が必要です。

「落ち着いた色彩が基調」とは

- ☆工作物における基調色とは、全体の4／5以上を占める部分の色彩とします。ただし、色彩を区分する必要があるものの場合には、アクセントとなるような色彩の利用は避ける必要があります。
- ☆太陽光発電施設においては、自然地においては生物の生息環境、市街地や集落地付近では周囲の生活環境を阻害しないよう、反射性の低いパネルを使用するよう配慮が必要です。

「文化的景観を継承した、周囲と調和した色彩による外観」とは（市街地の景観ゾーン）

- ☆「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」の継承に向け、錦川沿いや岩国山、城山等では、周囲の自然景観と調和した外観とするとともに、錦帯橋や錦川沿いからの眺めを阻害しない色彩とする必要があります。

▼景観形成基準

位置①

山並みをなす稜線を乱さないようできる限り低い位置とすること。

【ポイント】

「稜線を乱さない」とは

☆市街地の背景となる山の稜線や、盆地を取り囲む山並みや、錦川流域の河川や島田川流域の河川から見える山の稜線が創り出す山並みの連続性を分断しないよう、行為地での工作物の高さや配置に留意することが必要です。

☆なお、稜線近くに設置する場合には、山並みの連続性を分断するような位置への設置や、稜線の分断を避けるよう工作物の高さをできる限り低くするなどの配慮が必要です。



▼景観形成基準

位置 ②	市街地の景観ゾーン (岩国地域)	□鉄塔、電柱、電波塔類は、周辺の景観への影響を極力抑えるよう配慮すること。なお、錦帯橋や錦川からの眺めを阻害するような位置への大規模工作物の設置は避けること。
	上記以外	□鉄塔、電柱、電波塔類は、周辺の景観への影響を極力抑えるよう配慮すること。

【ポイント】

「鉄塔、電柱、電波塔類」について

☆電気通信事業のために必要な施設である一方で、その設置位置次第では、設置する行為地周辺の景観を大きく阻害する可能性も有していることに留意が必要です。

☆設置を行う際には、可能な限り、高さを低いものとするとともに、全体計画の中で、景観に与える影響を最小限化できるよう、位置を選定したり、設置数を工夫するなどでの配慮が必要です。

「錦帯橋や錦川からの眺め」について

☆「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」の継承に向け、文化的景観の範囲内及びその景観に支障を及ぼす場所への大規模工作物の設置は、原則として禁止します。

▼景観形成基準

緑化

道路に面する場所は、花木の緑化等により周囲の景観との調和を図ること。

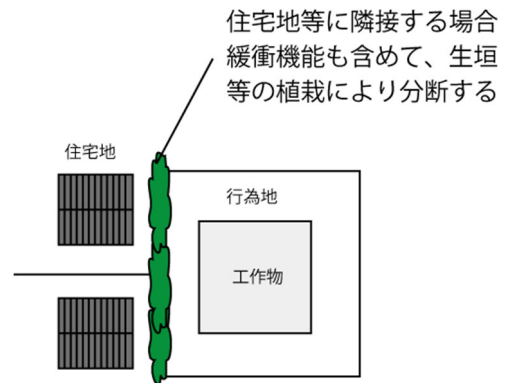
【ポイント】

「道路に面する場所への緑化」とは

☆貯蔵庫等規模の大きな工作物や、太陽光発電施設等面的な広がりが発生する工作物では、周囲との緩やかな緩衝帯による周囲の景観への配慮が必要です。

☆市街地内や集落付近等、住宅等と接する場合には、道路と行為地を物理的に分断するために、塀の代わりとして生垣を設置したり、フェンスと植栽を組合せたりするなどによる緑化が求められます。

☆また樹林地等の自然に囲まれた場所における設置の際には、芝や地被植物等による景観との調和に向けた緑化等の工夫も必要です。



開発行為

▼景観形成基準

基準①

開発後の状態が周辺の景観と著しく不調和とならないこと。

【ポイント】

「周辺の景観との不調和」とは

- ☆擁壁を活用することで、地形改変の規模を最小限にとどめることができますが、その一方で、連続する擁壁が発生し、周辺の景観に与える影響が大きくなる場合があります。
- ☆擁壁と法面とを組み合わせ、法面への緑化を行うことにより、周囲との緩やかな連続性につながる工夫を行うことで、周辺の景観に与える影響を最小限化することが可能となることも考えられることから、事業区域の設定においては、周辺の景観と調和した工法を想定した配慮が必要です。

▼景観形成基準

基準②

造成等での擁壁及び法面は、必要最小限にとどめること。なお、法面は、緑化等により周辺の景観との調和を図ること。

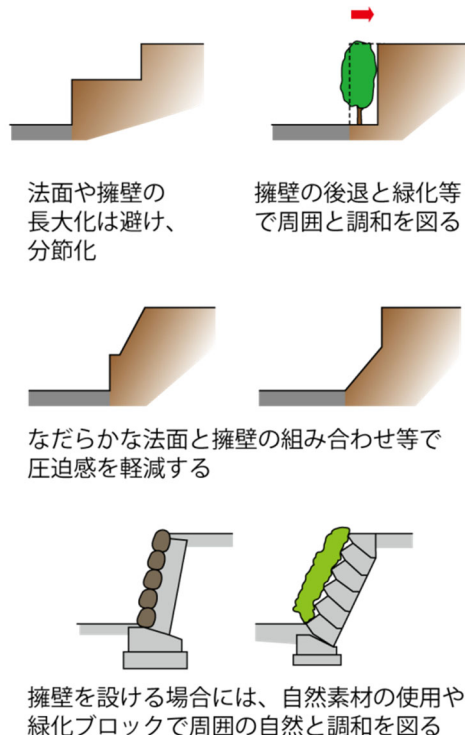
基準③

斜面における土地の形状を変更する場合は、現状の形状を生かすよう配慮するとともに、植栽等により周辺の景観との調和を図ること。

【ポイント】

「必要最小限の擁壁及び法面」「現状の形状を生かす」とは

- ☆住宅開発等の面的な一団の開発等では、本来の地形を生かすよう、切土・盛土を伴う地形改変を最小限にすることで、行為地周辺の景観に馴染むよう配慮することが必要です。
- ☆長大な擁壁や法面の発生を最小限とするよう、小段を設けたり、法面と擁壁の組み合わせる等により、圧迫感を軽減しつつ、行為地周辺の景観に馴染むよう配慮が必要です。
- ☆やむを得ず、長大な法面や擁壁を生じる場合には、法面への緑化（例：種子の吹付、緑化用型枠等）や、擁壁の前面への植栽等により、構造物等による違和感を軽減させることが必要です。



▼景観形成基準

基準④

樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。

【ポイント】

「必要最小限な樹木の伐採」とは

☆天然林や自然林等の既存樹木は、行為地の景観を印象づけている場合が多く、可能な限り、伐採は避けることが望ましいと考えます。

☆やむを得ず、樹木を伐採する際には、必要最小限とする等の配慮が必要です。

▼景観形成基準

基準⑤

住宅宅地開発の場合、建築物の敷地面積の最低限度は 150 m²とする。ただし、延長敷地及び法面を除いた有効宅地を対象とする。

【ポイント】

「敷地面積の最低限度」とは

☆小規模な宅地は建てづまり等により、住宅地の安全性等に問題を生じる可能性があることから、新たに整備される住宅地においては、敷地の最低限度を 150 m²とします。

土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

▼景観形成基準

基準①

行為後の状態が周辺の景観と著しく不調和とならないこと。

【ポイント】

「周辺の景観との不調和」とは

- ☆長大な擁壁の発生は、地形改変の規模を最小限とすることにつながる場合がありますが、その一方で、連続する擁壁により周辺の景観に与える影響が大きくなる場合があります。
- ☆擁壁と法面とを組み合わせ、法面への緑化を行うことにより、周囲との緩やかな連続性につながる工夫を行うことで、周辺の景観に与える影響を最小限化することが可能となることも考えられることから、事業区域の設定においては、周辺の景観と調和した工法を想定した配慮が必要です。
- ☆土石の採取等により大きく地形改変を行う場合には、行為完了後、従前の森林等がもつ効用を回復するための措置につながることに配慮した緑化等を施すことにより、長い時間をかけて周囲の自然環境との調和につなげる必要があります。

▼景観形成基準

基準②

長大な法面を生じないよう配慮し、法面は、緑化等により周辺の景観との調和を図ること。

【ポイント】

「長大な法面を生じない配慮」とは

- ☆本来の地形を生かした切土・盛土を伴う造成により、切土・盛土を伴う地形改変を最小限にすることで、行為地周辺の景観に馴染むよう配慮することが必要です。
- ☆やむを得ず、長大な法面や擁壁を生じる場合には、小段を設けたり、法面と擁壁の組み合わせる等により、圧迫感を軽減しつつ、法面への緑化（例：種子の吹付、緑化用型枠等）や、擁壁の前面への植栽等により、構造物等による違和感を軽減させることが必要です。
- ☆森林において、大規模な地形改変を伴う土石の採取等を含む土地の形質の変更の際には、林地開発許可基準等をふまえた安全かつ周囲の自然環境や生業・生活環境への影響が最小限となるような配慮が必要です。

▼景観形成基準

基準③

行為後は、地域に生育する樹木による緑化等により周辺の景観との調和を図ること。

【ポイント】

「周辺の景観との調和」とは

☆必ずしも原状回復することに固執するものではありません。

☆土石の採取等により、現状の森林等から大きな地形改変を行った際には、土石採取のために発生した法面や小段において、種子の吹きつけや造林の実施等を行うことにより、従前の森林等がもつ効用を回復につながること等に配慮した措置を行うことにより、長い時間をかけて周囲の自然環境との調和につなげることが必要です。

木竹の植栽又は伐採

▼景観形成基準

基準①

植栽は、地域に生育する樹木を中心とした植樹により周辺の景観との調和を図ること。

基準②

伐採後は、地域に生育する樹木による緑化等により周辺の景観との調和を図ること。

【ポイント】

「地域に生育する樹木」とは

☆樹木の生育には、地質や風土との関係に配慮しなければ、植栽しても生育が難しいことが考えられます。

☆周囲の既存樹木等を調査し、行為地における生育環境に配慮した樹種を選定し、植栽することが必要です。

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

▼景観形成基準

基準①

堆積等の面積は、必要最小限にとどめ、高さを極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。

【ポイント】

「堆積等の面積と高さの最小限化」とは

☆堆積等を行う際には、安全面や周囲の景観への配慮から、堆積の高さを極力低く抑え、複数で小規模にまとめて配置するなど、整然とした印象につながるよう配置等の配慮が必要です。

▼景観形成基準

基準②

道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へい又は生け垣等の植栽を施し、周辺の景観に配慮すること。

【ポイント】

「周辺の景観への配慮」とは

☆土石や廃棄物が堆積されている様子は、周辺の景観に与える影響が大きいことから、行為地に対し、道路等から生垣などの垣・柵により遮へいするなどの配慮が必要です。

☆遮へいが困難な場合には、道路等の公共の場から容易には見えない位置への配置や、土砂等の堆積物にシート等で被う等、周囲に与える影響を最小限とするための工夫が必要です。